

タイロシンに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和5年8月30日～令和5年9月28日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 頂いた意見・情報及び食品安全委員会の回答

	頂いた意見・情報	食品安全委員会の回答
1	<p>ヒトへの医薬品としては使用されていないと のことですが、ヒトへの知見のなかで「健常な 成人におけるタイロシンの3か月間経口投与 試験が実施された。投与2か月前から投与開 始3か月後まで1～2週間ごとに糞便中の大 腸菌、腸球菌及びブドウ球菌を調べた。細菌数 の変動は非常に大きかったが、タイロシンの投 与の影響はみられなかった。どの時点におい ても、感受性及び耐性のパターンに変化は認め られなかった。」としていますが、細菌数の変 動が大きかったこととタイロシンに投与の関 係をあっさり否定する根拠は何でしょうか？ さらには、「タイロシンに暴露後の職業性皮膚 炎の症例報告がある。これらの報告では、タイ ロシンはヒトに炎症又はアレルギー皮膚炎を 引き起こす可能性がある」と示唆された」の であれば、使用および使用基準について、も っと慎重に安全性に余裕をもって設定すべ きでしょう。</p>	<p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も 重要であるという基本的認識の下、規制や指 導等のリスク管理を行う関係行政機関から 独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中 立公正に食品に含まれる可能性のある危害 要因が人の健康に与える影響について食品 健康影響評価を行っています。</p> <p>本成分については、「動物用医薬品に関する 食品健康影響評価指針」（平成30年4月10 日食品安全委員会決定）に基づき評価を行 いました。</p> <p>本評価書の「ヒトにおける知見」は、いづ れも JECFA（FAO/WHO 合同食品添加物専門家 会議）レポートの内容を全て記載したもので す。JECFA の記述によると、タイロシンの経 口投与の前から細菌数の変動を継続して測 定しており、その変動にタイロシン投与によ る影響はみられなかったとされています。</p> <p>また、食品安全委員会では、抗菌性物質で あるタイロシンが、畜水産物を介してヒトに 摂取された際の腸内細菌叢に与える影響を考 慮する必要があるため、最小発育阻止濃度 （MIC）から微生物学的 ADI を設定してい ます。本評価では、タイロシンの微生物学的 ADI は、毒性学的 ADI よりも小さく、毒性学 的な安全性についても担保していると考え られることから、タイロシンの ADI として は、微生物学的 ADI を採用しており、微生物 学的な影響も勘案された結論になっていま す。</p> <p>また、本成分の使用及び使用基準の設定に 関するご意見は、リスク管理に関するもの と考えられることから、農林水産省及び厚 生労働省に情報提供いたします。</p>

※頂いたものをそのまま掲載しています。